

国立研究開発法人産業技術総合研究所防災業務実施規程

制定 平成17年9月30日 17規程第61号

最終改正 令和5年10月1日 令05規程第20号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における、防災に関して必要な体制を確立し、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にとるべき措置を定めることにより、総合的かつ計画的な防災の推進を図り、もって役員、職員、契約職員その他の者の生命、身体及び研究所の建物、施設等を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出その他の大規模な事故により生じる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(防災の基本方針)

第3条 研究所における防災の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 防災をめぐる社会構造の変化に的確に対応し、周到かつ十分な防災措置を講じること。
- 二 災害が発生した場合において、その被害の拡大を防止するため、迅速かつ的確な応急措置が行えるよう防災体制を整備すること。

(役職員等の責務)

第4条 役職員等（役員、職員及び契約職員並びに役員、職員及び契約職員以外の者であつて研究所の業務を行う者をいう。以下同じ。）は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、第7条第2項に規定する防災対応マニュアルに従って行動するとともに、第12条第1項の災害対策本部及び第15条の中央災害対策本部の指示に従わなければならない。

(防災の統括管理者)

第5条 東京本部の事業所長及び研究拠点（つくばセンターを除く。）の所長並びに研究環境整備本部長（以下「所長等」という。）は、所長等がそれぞれ管轄する東京本部又は当該研究拠点（研究環境整備本部長においてはつくばセンター）の防災について、統括管理する。

- 2 所長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するため、災害応急対策又は災害の復旧を実施しなければならない。

(防災委員会)

第6条 東京本部及び研究拠点（以下「研究拠点等」という。）に、防災委員会を置く。

（防災委員会の任務）

第7条 防災委員会は、当該研究拠点等の防災に関して、次に掲げる事項を行う。

- 一 防災に関する調査及び企画立案
- 二 災害予防対策、災害応急対策等の策定
- 三 防災訓練の企画立案
- 四 その他防災の推進に関し必要な事項

2 委員会は、当該研究拠点等における災害発生時の防災体制、防災活動等についての防災業務マニュアル及び役職員等がとるべき実践的行動についての防災対応マニュアルを策定しなければならない。

（防災委員会の組織）

第8条 防災委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、当該研究拠点等の所長等をもって充てる。
- 3 副委員長及び委員は、所長等が指名する。
- 4 委員長は、防災委員会の会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

（訓練及び教育の実施）

第9条 所長等は、次に掲げる訓練及び教育を行うものとする。ただし、支所においては、当該支所の事業所長（以下単に「事業所長」という。）に行わせるものとする。

- 一 災害の発生を想定した防災訓練
- 二 役職員等に対する予想される災害に対処するための知識について必要な教育

2 所長等及び事業所長は、前項第1号の防災訓練が実践的かつ効果的なものとなるよう、あらかじめ十分な準備を行うとともに、防災訓練実施後はその結果を評価するものとする。また、事業所長は、結果の評価を当該研究拠点等の所長等に報告するものとする。

3 所長等は、前項の報告があった場合は、必要に応じ防災対策の点検、見直し等を行うものとする。

（災害予防）

第10条 所長等は、災害の発生を未然に防止し、及び災害が発生した場合に備えるため、次に掲げる事項を行うものとする。ただし、支所においては、事業所長に行わせるものとする。

- 一 発火性、引火性及び爆発性のある危険物並びに人体に有害な化学薬品等を有する施設の把握
- 二 備品の転倒防止対策の充実及び非常用発電設備の維持管理並びに食料、飲料水等生活必需品の備蓄

（外部関係機関等との連携）

第11条 所長等は、災害が発生した場合に備え、当該研究拠点等が置かれる地域の地方公共団体、防災関係機関及び周辺地域の研究所以外の機関と協力体制を構築する。

2 所長等は、災害が発生した場合に災害応急対策及び災害の復旧の実施に必要な情報を迅速に収集及び伝達するために、国、地方公共団体及び当該研究拠点等と関係のある事業者との

情報連絡体制を確立する。

3 所長等は、前項の情報連絡体制を役職員等に周知するとともに、防災訓練等を通じて定期的に当該連絡体制の実効性を確認するものとする。ただし、支所においては、事業所長に確認させるものとする。

4 所長等は、当該研究拠点等に災害が発生した場合は、その復旧又は復興に当たり、地方公共団体の防災業務計画等に従い、又は必要に応じて適切な協力を行うものとする。

(災害対策本部)

第12条 所長等は、当該研究拠点等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害の復旧の実施の必要があると認めるときは、当該研究拠点等に災害対策本部を設置することができる。

2 所長等は、災害対策本部を設置した場合は、その旨を、研究環境整備本部長を経て理事長に報告しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、中央災害対策本部が設置される場合において、災害対策本部を廃止するとき、中央災害対策本部長の同意を得なければならない。

(災害対策本部の任務)

第13条 災害対策本部は、次に掲げる事項を行う。

- 一 災害応急対策の実施
- 二 災害発生時の連絡調整
- 三 災害発生時の被害拡大防止
- 四 災害復旧策の策定及び実施
- 五 その他必要な事項

(災害対策本部の組織等)

第14条 災害対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、当該研究拠点等の所長等をもって充てる。

3 副本部長及び本部員は、当該研究拠点等の役職員等のうちから、所長等が指名する。

4 本部長は、災害対策本部の事務を統括し、当該本部の活動全般の指揮及び当該研究拠点等の災害の状況把握を行う。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 この規程に定めるもののほか、災害対策本部の組織、運営等については、別に作成する当該研究拠点等の防災業務マニュアルに従うものとする。

(中央災害対策本部)

第15条 理事長は、第12条第2項の報告を受けた場合は、研究所に、中央災害対策本部を設置することができる。

(中央災害対策本部の任務)

第16条 中央災害対策本部は、次に掲げる事項を行う。

- 一 研究拠点等の災害対策本部が実施する災害応急対策の総合調整
- 二 災害に対する緊急措置の実施
- 三 その他必要な事項

2 前項各号に規定する事項に係る具体的な業務についての中央災害対策本部業務マニュアルは、環境安全部が策定する。

(中央災害対策本部の組織等)

第17条 中央災害対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副理事長をもって充てる。

3 副本部長は、企画本部長及び研究環境整備本部長をもって充てる。

4 本部員は、次の各号に掲げる班を組織するものとし、それぞれ当該各号に定める本部及び部の職員のうちから、本部長が指名する。

一 総括班 企画本部、研究環境整備本部及び総務本部

二 広報班 ブランディング・広報部

5 本部長は、中央災害対策本部の事務を統括し、当該本部の活動全般の指揮及び災害の状況把握を行う。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。

7 この規程に定めるもののほか、中央災害対策本部の組織、運営等については、別に作成する中央災害対策本部業務マニュアルに従うものとする。

附 則（17規程第61号）

(施行期日)

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(つくばセンター防災業務実施要領の廃止)

2 つくばセンター防災業務実施要領（14要領第3号）は、廃止する。

附 則（18規程第45号・一部改正）

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（22規程第88号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（25規程第32号・一部改正）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（26規程第28号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第14号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第69号・一部改正）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。